

個人番号（マイナンバー）の届出に係る留意事項について

－介護事業所の皆様へ【重要】－

- 居宅介護支援事業者の職員や施設職員などが申請代行を行う場合、被保険者の個人番号を知り得ることになります。

取扱いについては以下の点について留意してください。

事業所が、本人の委任を受け、マイナンバーを記載事項に含む申請書の代理申請を行う事は可能ですが、この場合、代理人は代理権の範囲内（申請行為の授権のみ）で業務を行っているに過ぎないため、これを超える範囲で個人番号を取り扱うことは認められません。

たとえば、本人の委任の範囲を超えて、申請時に視認したマイナンバーを控えて事業所にストックしておくことや、それを利用して安城市に資格確認を行うことなどは許されず、違反をした場合、特定個人情報保護委員会の措置命令やそれに背いた場合の罰則の対象となる可能性もあります。